



#生きづらさを 生きていく

~罪を犯した人たちを支える人がいます~

警察に捕まり起訴された人のうち、懲役刑・禁固刑を科されるのは約5.84%(46,970人)。そのうち約31.5%(14,779人)の方は保護観察処分となり、保護司が寄り添い、社会復帰の支援を受けています。一方で、それ以外の約68.5%(32,191人)は、出所後に迎えてくれる人がいない場合、たった一人で地域社会に復帰します。刑期を終え、更生したものの、再び地域社会で生きていくには生きづらい…。そうした思いを抱える人は少なくありません。

犯罪をした人と直接関わる保護司・更女(更生保護女性会)として活躍する方のお話から、生きづらさを無くすために自分のできること・地域社会の役割について考えてみませんか。

(出典：令和3年犯罪白書)



- 2 7月は再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動
- 3 子ども・若者関連情報、多摩市食べきり協力店
- 4 子ども・若者関連情報、わくわくスマホ
- 5 守ります！個人情報

- 6 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ
- 7 家具転倒防止器具の取り付け支援、市政その他
- 8 市民参画、食の支援ボランティア入門講座

- 9 講座・催し物
- 10 講座・催し物、Let's 健幸まちづくり!
- 11 健康だより(救急相談など)
- 12 中央図書館開館記念イベント

市長コラム 多摩の風 第114回

「旧統一教会にモノ申す」
「私はあなたの意見には反対だ。だが、あなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」と言ったのは、フランスの哲学者ヴォルテールです。
この言葉は、民主主義、そして言論の自由の大原則としてよく知られている名言です。しかし、この言葉は、相互にその考え・思想・哲学に敬意を払うからこそ発せられると思います。私たちのまちで発生した旧統一教会(世界平和統一家庭連合)による土地取得問題について、一言、申し上げます。
今、国は、6回に及ぶ質問権を行使しています。この質問権は、あなた方が起こしてきた組織的な不法行為や使用者責任と多額の損害賠償を認めた多くの判決が、宗教法法人法の定める「解散命令」事由に該当する疑いがあるとの観点から国が重大な決意で行使しているものです。
令和4年12月には、靈感商法や高額寄付など悪質な寄付勧誘の未然防止などを目的とした「被害者救済法」も異例のスピードで成立しました。
国が、宗教法法人法に基づく質問権行使を重ねている中で、あなた方の拠点になると思われる施設の工事などが進められるとすれば、地元行政として、また近隣に市民の財産である公有地を預かる者としても容認するわけにはいきません。
「自由」を声高に主張する時、誰かの権利が軽んじられることはあってはなりません。「命をかけて」守る主張なのか。あなたの方の言動が国内外の耳目を集めています。

(多摩市長 阿部裕行)

